

新型コロナウイルス関連情報（4月7日現在）

1 喫連邦保健省によれば，7日（火）15時現在，新たにオーストリア国内で313名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び23名の死亡事例が報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は12,519名（内死亡数：243名，治癒数：4,046名）となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・チロル州 : 2,835名（+61）（内死亡40名，治癒1,237名）
- ・ニーダーエーステライヒ州 : 2,071名（+77）（内死亡39名，治癒567名）
- ・オーバーエーステライヒ州 : 1,991名（+28）（内死亡23名，治癒819名）
- ・ウィーン市（州） : 1,813名（+70）（内死亡53名，治癒272名）
- ・シュタイアーマルク州 : 1,372名（+33）（内死亡60名，治癒262名）
- ・ザルツブルク州 : 1,094名（+11）（内死亡16名，治癒294名）
- ・フォアアールベルク州 : 768名（+14）（内死亡5名，治癒403名）
- ・ケルンテン州 : 341名（+13）（内死亡4名，治癒132名）
- ・ブルゲンラント州 : 234名（+6）（内死亡3名，治癒60名）

（当館注：ウィーン市で9名，チロル州で5名，シュタイアーマルク州で4名，ニーダーエーステライヒ州で3名，オーバーエーステライヒ州，ザルツブルク州で各1名の死亡数が新たに計上され，合計243名となりました。）

2 現在のオーストリアにおける外出規制等措置を当館ホームページの新型コロナウイルス専用ページにまとめました。

https://www.at.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus_ja.html

3 6日、墺内務省は対イタリア、対ドイツ、対スイス、対リヒテンシュタイン国境で実施している国境管理措置を4月27日まで延長する旨を発表しました。

同措置は対ハンガリー、対スロベニア国境においても適用されており、墺により同様の国境管理を実施していないのは、対チェコ及び対スロバキア国境のみとなっています。

社会省令により、上記国境から入国する場合には、墺へ入国する者は4日以内に発行された、新型コロナウイルスに感染していないことを証明する医師の診断書を提示しなければなりません。ただし、墺国籍所有者及び在留権を所有する外国人は、入国後14日間の自主的な自宅隔離に承諾する書類に署名すれば入国を許されます。また、墺を通過し、どこかに立ち寄りことなく出国する者及び国境を越えて自宅と職場を行き来する通勤者も例外扱いとなります。なお、国境通過に際しては健康チェックが実施されます。

4 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・栄養安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹼で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹼で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・鼻をかむ際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月－金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番01）531920

Fax：（市外局番01）5320590

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html